



女性に対する暴力 対策の推進

まず相談を!



◎配偶者からの暴力の根絶

○事件対応

暴行、傷害等の犯罪となる場合、被害届を提出することにより、相手を検挙することができます。

○裁判所による保護命令

退去命令〔期間2か月〕

接近禁止命令

〔期間6カ月〕

被害者及び同居している未成年の子への接近禁止命令

親族等への接近禁止命令

電話等を禁止する命令

暴力は、親しい間柄であつても決して許されるものではありません。

ストーカーの卑劣な被害に遭っている方はあなただけではありません。

すでに多くの方が警察に相談することで問題を解決し新しい生活の第一歩を踏み出しています。被害がより深刻になる前に、住所地等を管轄する警察署に相談して下さい。

キャッシュカードを直接
だまし取るオレオレ詐欺
この手口は、警察官・金融庁・銀行協会・金融機関の職員、実存するデパートや百貨店の従業員を装ってだまし取るものです。絶対にキャッシュカードを受け取りに行くことはありません。

キャッシュカードを直接
だまし取るオレオレ詐欺



特殊詐欺被害防止

高速道路交通安全運動の実施

安全は一人一人の心掛け

期間

平成 29 年 11 月 1 日〔水〕

～平成 29 年 11 月 10 日〔金〕

スローガン

交通ルールを守って、高速道路を安全に

安全な走り方



ルール守るぞよ

○ 安全速度と十分な車間距離

○ シートベルトがあなたの命守ります

配偶者暴力相談支援センター

かなテラス窓口〔女性用〕

TEL 0466-26-5550

配偶者からの暴力、ストーカー行為等により身の危険を感じた場合は、躊躇せず110番通報するか、最寄りの警察署や交番又はコンビニ等の安全な場所へ避難してください。



指名手配被疑者の検挙に御協力を

県民の皆さんに不安を与えているひったくり・空き巣・強盗・子供や女性をターゲットにした性犯罪・高齢者が被害となる振り込め詐欺の犯罪等が発生しています。

警察では、情報をいただいた皆さんにご迷惑がかからないよう細心の注意を払っております。ご安心ください。